

【Wizコピーキ】契約約款

「Wizコピーキレンタルサービスシステム申込書」の「申込者」欄に記載のお客様(以下、「甲」という)は、株式会社Wiz(以下、「乙」という)のレンタルサービスシステムの利用に際し、下記約款条項(以下、「本約款」という)について承諾の上、レンタルサービスシステムの利用を申込みものとする

第1条 (適用)

本約款は別紙、【Wizコピーキ】レンタルサービスシステム明細書(以下「明細書」という)に適用するものとします。

本約款と別紙、明細書記載の契約条件に齟齬がある場合は、本約款に特に定めのない限り、明細書の契約条件が本約款に優先するものとします。

第2条 (別途料金)

1. 明細書「料金」3項にかかわらず、下記原因による本件複写機の故障については、乙は、甲に対し、別途料金を請求できるものとします。
 - 1) 取扱上の不注意もしくは誤用または不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき事由による故障。
 - 2) 火災または天変地異その他これに類する災害による故障。
 - 3) 乙以外による改造、分解、修理等による故障。
 - 4) 甲が無断で本件複写機の設置場所を移動させたことによる故障。
 - 5) その他本件複写機に起因しない原因による故障。
2. 明細書記載の複写機が離島およびこれに準ずるものとして乙が定める遠隔地設置されている場合、乙は設置場所までの往復の交通費・宿泊費の実費を甲乙事前合意の上、甲に請求することができるものとします。
3. 甲の依頼に基づき乙が明細書記載の複写機を移動または撤去した場合、乙はこれに要した費用を別途甲に請求することができるものとします。
4. 明細書「本件サービス内容」4項にかかわらず、甲のやむを得ない事情により、乙の就業時間外にサービスを実施した場合、乙は、乙所定の別途料金を甲に請求することができるものとします。
5. 明細書記載の複写機に、保守が必要なオプションを追加した場合、乙は当該追加オプションにかかる別途保守料金を甲に請求することができるものとします。

第3条 (設置場所)

1. 明細書記載の複写機を表面記載の設置場所以外に移動して使用する場合、甲は予め乙の承認を得るものとします。
2. 前項の場合、本件複写機の移動は、原則として乙のサービス技術者立ち会いの下で、甲が甲の費用で行うものとします。なお、この費用の中には、乙のサービス技術者立ち会いに必要な費用も含まれます。乙のサービス技術者立ち会いに必要な費用は、乙か、乙の規定に基づく料金を甲に請求し、甲は乙に支払うものとします。

第4条 (感光ドラム、デベロッパ、トナーの扱い)

1. 感光ドラム、デベロッパおよびトナーの所有権は乙に属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。また、甲は、感光ドラム・デベロッパおよびトナーを明細書記載の複写機以外の複写機に転用してはならないものとします。
2. 前項に反して感光ドラム、デベロッパまたはトナーを損傷、紛失、転用した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。

第5条 (サービス実施)

乙は、本件サービスおよびカウンター数値確認作業を、乙の委託先に代行させることができ、甲はこれを承諾します。

第6条 (料金改定)

料金は改定されることがあります。この場合、乙は、甲に対し改定日の30日前までに書面によって通知するものとします。甲は改定後の

料金に同意しない場合は、本契約を解除することができるものとします。料金改定日以降、甲が本件複写機を使用した場合、または本件サービスの要請を行った場合は、甲は、改定に同意したものとみなします。

第7条 (消耗品の転用禁止)

甲は、甲あるいは甲以外の第三者が、本契約に基づかない他の方法で購入した消耗品を、本件複写機に使用してはならないものとします。

第8条 (サービス停止)

1. 甲が本契約に基づく金員の支払(料金、費用、賠償金の名目は問いません。)を遅延した場合、乙は、何らの通知催促を行うことなく本件サービスを停止できるものとします。サービス再開には、下記を条件とします。
 - ① 甲が乙に未払分を支払うこと
 - ② 未払い分の3倍の金額の保証金を甲が乙に預けること
2. 前項の定めにかかわらず、本件複写機の破損、滅失等が甚だしい場合、乙は、何らの通知催告なくしてレンタルサービスを停止できるものとします。
3. なお、本条の定めは、次条の解除を制限し、または妨げるものではありません。

第9条 (解約および解除)

1. 甲が本契約を解約する場合は、解約を希望する月の末日までにその旨を乙に連絡するものとします。
2. 前条の定めにかかわらず、甲および乙が次の各号の一つに該当したときは、乙は何等の通知催告を行うことなく、本契約を解除することができるものとし、本契約が解除されたときは、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。
 - 1) 本契約の条項の一つに違背したとき。
 - 2) 債務の弁済を遅滞したとき。
 - 3) 事実上支払不能状態に陥ったとき。
 - 4) 競売、仮差押・仮処分などの保全処分の申し立てを受けたとき、または、滞納処分、差押等の執行を受けたとき。
 - 5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てがあったとき。
 - 6) その他乙が合理的な根拠により前各号に準ずると判断したとき。

第10条 (サービス提供中止に伴う解約)

1. 乙が本サービスの提供中止を決定した場合には、乙は本契約を自己の定めた中止のスケジュールに基づき解約することができるものとする。ただし、乙は、当該中止が決定した場合には、遅滞なく乙に対して通知するものとする。
2. 前項の解約に起因して甲が被った損害に対し、乙は何らの責任を負わないものとする。

第11条 (切換)

甲が、本契約から乙の提供する他のサービスシステムへの切換えを希望する場合は、下記の手続きをとるものとします。

- 1) 甲は切換希望日より1か月前に乙にその旨書面にて通知するものとします。
- 2) 甲と乙は切換時に乙の提供する他のサービスシステムに関する契約を締結するものとします。

第12条 (契約終了後の利用の禁止)

1. 甲は、本契約終了後、本件複写機を使用してはならないものとします。
2. 前項にもかかわらず本契約終了後において甲が本件複写機を利用したと乙が認めた場合、乙は、甲に対して、乙が別途定める金額を支払わなければならないものとします。

第13条 (免責)

天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき、本契約に基づく甲および乙の債務の履行が遅滞し、または不能となった場合には、甲および乙は、

一切の責めを負わないものとします。

第14条（権利等譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約上の地位または本契約に基づく一切の権利義務を、書面による事前の承諾無くして第三者に譲渡してはならないものとします。

第15条（信義誠実の原則）

本契約に規定なき事項および、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は甲乙信義誠実を旨とし、両者協議のうえ、解決するものとします。

第16条（反社会的勢力および不当要求行為等の排除）

1. 甲または乙は、相手方が以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
 - 1) 自らまたは自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等（以下、「反社会的勢力」という）であること。
 - 2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること。
 - 3) 反社会的勢力が自己の経営に関与していること。
 - 4) 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に関与していること。
 - 5) その他、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 1) 暴力的な要求行為。
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 3) 取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力を用いる行為。
 - 4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、または甲の業務を妨害する行為。
 - 5) その他前各号に準ずる行為

第17条（合意管轄）

本契約に関する紛争の第一審管轄裁判所は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所とします。

(2019.3.1)